

# 岡山市電子町内会システム利用マナー

改訂 2017.04.01

## 1. インターネット利用における一般的な注意事項

インターネットを利用する際は、全世界から閲覧されることを想定し、法律的な側面に留まらず、社会的・道徳的な配慮が必要となります。積極的な情報発信を行うことはコミュニティを活性化する上で非常に重要ですが、社会的・道徳的なマナーを守った利用を心がけるようにしてください。また、情報発信をする際は次の事項を念頭においてください。

(1) インターネットを利用して情報発信を行ったり、意見交換を行う際は、自己責任が原則です。

(2) インターネットでは文字による情報発信が中心となっていますので、ちょっとした表現で誤解を招いたり、争いのもとになる可能性がありますので、言葉には十分気をつけてください。

## 2. ユーザID・パスワードに対する配慮

岡山市電子町内会システムにおけるID・パスワードは非常に重要ですので、会員の方は以下の点に注意してください。

### (1) ユーザID・パスワードを他の人に教えない

原則的にユーザIDとパスワードは他人には教えないようにしてください。自分になりすまされて閲覧・投稿をされる恐れがあります。

### (2) 他の会員のユーザID・パスワードを使わない

原則として親しい間柄であっても、他の会員のユーザIDを用いて閲覧、投稿することは不正アクセス禁止法に抵触しますので、他の会員のユーザID・パスワードは絶対使わないようにしてください。

### (3) パスワードを定期的に変更する

他人によるなりすましを防ぐため、パスワードは定期的に変更するようにしてください。

## 3. メールアドレスに対する配慮

(1) 電子町内会役員の方は、他の会員のメールアドレス等個人情報を知りえる立場にありますので、個人情報が漏れないように管理を十分行ってください。

(2) メールアドレスが変更した場合は速やかに「利用者情報登録」からメールアドレスを変更するようにしてください。

## 4. ウェブページ作成、メール一斉配信機能など岡山市電子町内会システムにおいて投稿する際の注意事項

(1) 著作権・商標権・肖像権に関わる情報はたとえ会員のみが閲覧できるページやメール一斉配信時であっても掲載、投稿時に添付することが無いようにしてください。著作権・商標権・肖像権を侵害する例として以下のものがありますのでご注意ください。

ア 他人のホームページや電子掲示板に掲載されている文章や写真等を転載すること。

- イ 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること。
- ウ テレビやビデオ、DVD から取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること。
- エ 芸能人や著名人の写真や、キャラクターを無断で掲載すること。
- オ 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載すること。
- カ 著作権のある音楽データを無断で掲載すること。
- キ 他人の電子メールを無断で掲載すること。

(2) 他人の社会的な評価（世評・名声）を低下させるような誹謗、中傷を掲載、投稿しないようにしてください。

(3) 不当な差別をする情報を掲載、投稿しないようにしてください。

(4) わいせつな文書や画像など性的好奇心をそそる恐れがある情報の掲載、投稿をしないようにしてください。

(5) プライバシーの侵害にあたる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他個人情報）を相手に無断で掲載、投稿しないようにしてください。

(6) 他人の財産的不利益、又は精神的苦痛を与える情報を掲載しないようにしてください。

(7) 政治的または宗教的に中立性を損なうと認められる情報を掲載、投稿しないようにしてください。

(8) 非行、犯罪をあおる恐れのある情報を掲載、投稿しないようにしてください。

(9) その他公序良俗に反する情報及び児童、青少年に悪影響を与える情報を掲載、投稿しないようにしてください。

(10) 情報を掲載、投稿する際は、機種依存文字を使用しないようにしてください。

(11) 情報の掲載、投稿に当たっては、平易な用語や言い回しを用い、一般化していない略語・略称・隠語・専門用語等を使用しないようにしてください。

## 5. 掲載、投稿における画像等の添付における容量について

ウェブページを作成する場合は「ウェブサイト指針のご紹介」に記載されている事項を確認のうえ、容量にはご注意ください。また、メール一斉配信システムで添付が可能な機能における添付ファイルの容量についても最大容量を守って添付されるようご注意ください。

## 6. 電子町内会システムご利用にあたってのお願い

(1) 自町内会のウェブサイトをご覧いただき、自町内会の情報を常日頃から入手を心がけ、ご参加できる町内会活動に積極的にご参加いただけるようご協力ください。

(2) 管理者から利用者の方々にメールを送付することがあります。お手数ですが1～2日に1回程度メールをご確認いただけるようご協力ください。

以上